

別表1 (第2条関係)

(改正 (令7告示第4号))

種目	品名	者	児	対象者	性能等	金額 (円)	耐用年数 (年)
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	○		下肢又は体幹機能障害2級以上のもの及び寝たきりの状態にある難病患者	脚又は脚の訓練ができる器具を備えたもので、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	○	○	重度又は最重度であるとして療育手帳の交付を受けたもの及び下肢又は体幹機能障害2級以上のもの及び寝たきりの状態にある難病患者（常時介助を要する者に限る。）	失禁による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600	5
	特殊尿器	○	○	下肢又は体幹機能障害1級であるもの及び自力で排尿できない難病患者（常時介助を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	○	○	下肢又は体幹機能障害2級以上のもの及び入浴に介助を必要とする難病患者	障害者（児）等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5

	体位変換器	○	○	下肢又は体幹機能障害2級以上のもので、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの及び寝たきりの状態にある難病患者	介護者が容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	○	○	下肢又は体幹機能障害2級以上のもの及び体幹機能に障害のある難病患者	介護者が重度障害者（児）等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす		○	下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5
	訓練用ベッド		○	下肢又は体幹機能障害2級以上のもの下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	脚又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	○	○	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要するもの及び入浴に介助を必要とする難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	○	○	下肢又は体幹機能障害2級以上で常時介護を必要とするもの	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	4,450 +5,400	8

頭部保護帽	○	○	<p>重度又は最重度であるとして療育手帳の交付を受けたもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	12,160	3
丁字状・棒状のつえ	○	○	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で転倒のおそれがあるもの</p>		<p>1 主体木材外装ニス2,200 (夜光塗料+410 全面夜光塗料材付+1,200 白又は黄色ラッカー塗装+260)</p> <p>2 主体軽金属 3,000(夜光塗料+410 全面夜光塗料材付+1,200 白又は黄色ラッカー塗装+260)</p>	3

移動移譲支援用具	○	○	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上のもので及び下肢が不自由な難病患者	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
特殊便器	○	○	重度又は最重度であるとして療育手帳の交付を受けたもので訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの。上肢機能障害2級以上のもの及び上肢機能に障害のある難病患者	温水温風を出し得るもので障害者（児）等及び介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	○	○	重度又は最重度であるとして療育手帳の交付を受けたもの及び身体障害程度2級以上のもの又は同程度の障害を持つもので必要と認められるもので、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
自動消火器	○	○	上記に同じ。	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8
電磁調理器	○		視覚障害2級以上重度又は最重度であるとして療育手帳の交付を受けたもの	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6

	歩行時間延長信号機用小型送信器	○	○	視覚障害2級以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	○	○	聴覚障害2級以上のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚により知覚できるもの	87,400	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	○	○	腎臓障害3級以上のもの、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー	○	○	呼吸機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を持つもので必要と認められるもの及び呼吸器機能に障害のある難病患者	障害者（児）等が容易に使用し得るもの	36,000	5

電気式たん吸引器	○	○	呼吸機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を持つもので必要と認められるもの及び呼吸器機能に障害のある難病患者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400	5
吸引・吸入両用器	○	○	呼吸機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を持つもので必要と認められるもの及び呼吸器機能に障害のある難病患者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	68,000	5
パルスオキシメーター	○	○	呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を持つもので必要と認められるもの	障害者（児）等が容易に使用し得るもの	157,500	5
酸素ボンベ運搬車	○		医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者等が容易に使用し得るもの	17,000	10
視覚障害者用体温計（音声式）	○	○	視覚障害2級以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5

	視覚障害者用体重計	○		視覚障害2級以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	○	○	音声言語機能障害又は肢体不自由であつて、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）等が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	○	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上で3歳以上の者	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するにあたり必要となる周辺機器及びソフト	100,000	5
	点字ディスプレイ	○		視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級以上の重複障害があるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことのできるもの	383,500	6

点字器	○	○	視覚障害2級以上のもの	紙押さえのついた板に点穴のある定規がついており、点筆で点字が打てるもの	1 標準型 真鍮 10,400 2 標準型 プラスチック製 6,600 3 携帯用 アルミニウム製 7,200 4 携帯用 プラスチック製 1,650	1 標準型 7 2 携帯型 5
点字タイプライター	○	○	視覚障害2級以上のもの	視覚障害者（児）が容易に操作ができるもの	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	○	○	視覚障害2級以上のもの	DAISY方式による録音・再生が可能なもので容易に操作ができるもの	1 録音 85,000 2 再生 35,000	6

視覚障害者用活字文書読上げ装置及び変換機	○	○	視覚障害2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）等が容易に使用し得るもの	99,800	6
視覚障害者用拡大読書器	○	○	視覚障害者（児）であって本装置により文字等を読むことができるもの	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	198,000	8
視覚障害者用時計	○		視覚障害2級以上のもの（音声式は触読式が使用困難なもの）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読 10,300 音声 13,300	10
聴覚障害者用通信装置	○	○	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があるもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者（児）が容易に使用し得るもの	71,000	5

	聴覚障害者用情報受信装置	○	○	聴覚障害者（児）のうち、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者・児が容易に使用し得るもの	88,900	6
	人工咽頭	○		音声言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	1 笛式 2 電動式	1 笛式 5,000 気管カニューレ付+ 3,100 2 電動式 70,100	5
	点字図書	○	○	久山町重度身体障害者点字図書給付事業実施要綱（平成15年3月25日久山町告示第6号）、久山町在宅重度身体障害児及び重度知的障害（児）者点字図書給付事業実施要綱（平成15年3月25日久山町告示第7号）による			
排泄管理支援	ストマ用装具	○	○	ぼうこう又は直腸機能障害、肢体不自由を有するもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋等（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等の附属品を含む。）	1 尿路ストマ 13,000/月 2 消化管ストマ 10,000/月	—

用具	紙おむつ等	○	○	<p>1 直腸又は膀胱機能障害者等で、ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらん等のためストマ用装具の使用が困難なもの</p> <p>2 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの</p> <p>3 最重度又は重度の知的障害及び肢体不自由により、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難な者、又は同程度の障害を有する先天性筋ジストロフィー患者又は難病患者等</p>	紙おむつ等	12,000／月	—
	衛生用品	○	○	<p>ストマ用装具を利用している直腸又は膀胱機能障害及び難病患者等で、著しい皮膚のびらん又は瘻孔があるもの</p>	<p>1 サラシ、ガーゼ等</p> <p>2 排液管理用品等</p>	12,000／月	—

	収尿器	○	排尿機能の著しい障害により、常時失禁状態にあるもの	1 男性用普通型 2 男性用簡易型 3 女性用普通型 4 女性用簡易型	1 男性用普通型 7,700 2 男性用簡易型 5,700 3 女性用普通型 8,500 4 女性用簡易型 5,900	1
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	住宅改修費	○	○	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）で3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他1から5の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000原則1回